

全国高等学校国語教育研究連合会会則

第一条〔名称〕 本会は全国高等学校国語教育研究連合会と称する。

第二条〔目的〕 本会は全国の高等学校国語教育研究団体をもつて構成し、高等学校国語教の振興に寄与することを目的とする。

第三条〔事業〕 本会は前項の目的を達成するため次の事業を行う。

- (一) 研究活動の情報交換、相互援助
- (二) 全国大会の開催、地方別大会の支援
- (三) 会報、紀要等の刊行
- (四) その他

第四条〔役員〕 本会は次の役員を置く。

- (一) 会長 一名
- (二) 副会長 若干名
- (三) 理事 若干名
- (四) 監事 若干名
- (五) 顧問 若干名
- (六) 参事 若干名
- (七) 参与 若干名

第五条〔役員を選出〕 役員を選出は次のとおりとする。

- (一) 会長は、理事の互選とする。
- (二) 副会長は、理事の互選とする。
- (三) 理事は、高等学校国語教育研究団の代表者をもってあてる。
- (四) 監事は、理事の互選とする。
- (五) 顧問は、会長が委嘱する。
- (六) 参事は、会長が委嘱する。
- (七) 参与は、会長が委嘱する。

第六条〔役員の仕事〕 役員の仕事は次のとおりとする。

- (一) 会長は、本会を代表し、会務を総括する。
- (二) 副会長は、会長を補佐し、会長に事故あるときは、その職務を代行する。
- (三) 理事は、理事会に出席し、執行に関する事項を審議する。
- (四) 監事は、会計を監査する。
- (五) 顧問は、本会の業務の相談にあずかる。
- (六) 参事は、参与とともに会計業務を分掌する。
- (七) 参与は、参事とともに会計業務を分掌する。

第七条〔役員の仕事〕 役員の仕事は一年とする。ただし、再任を妨げない。

第八条〔事務局〕 本会の事務を処理するため、湯島聖堂斯文会館内（東京都文京区

湯島一丁目四番二十五号）に事務局（事務所）を置く。

二 事務局に次の職員を置く。これらの職員は会長が任命する。

（一） 事務局長 一名

（二） 事務局次長 若干名

（三） 事務局員 若干名

三 事務局長は、本会の運営に関わる事務を統括する。

四 事務局次長は、事務局長を補佐し、事務局長に事故あるときは、その職務を代行する。

五 事務局員は、本会の運営に関わる事務を分掌する。

第九条〔会議〕 本会に次の会議を置き、会長が必要に応じてこれを招集する。

（一） 理事会

（二） 事務局会

二 理事会は、本会の業務の運営、執行に関する事項を審議し、決定する。

三 事務局会は、本会の運営に関する事項、その他必要な事項を協議する。

四 会議の議長は、会長がこれにあたる。

五 会議の議事は、出席者の過半数の賛成をもって決定する。

第十条〔会計〕 本会の経費は、分担金（年間一団体一〇、〇〇〇円）、寄付金その他をもってあてる。会計年度は、四月一日に始まり、翌年三月三十一日に終わる。

第十一条〔会則〕 本会則は、本会の設立（昭和四十二年六月一日）から施行する。

二 本会則の改正は、理事会の議決による。

（昭和五十三年五月 一部改正）

（昭和六十三年五月 一部改正）

（平成三十年五月 一部改正）

（令和元年十月 一部改正）